

軽油代替燃料等合成用原料用途検討事業に係る余剰電力を用いた水素製造  
システムの設計業務委託契約書

佐賀県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、軽油代替燃料等合成用原料用途検討事業に係る余剰電力を用いた水素製造システムの設計業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、軽油代替燃料等合成用原料用途検討事業に係る余剰電力を用いた水素製造システムの設計業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、契約締結の日から令和9年（2027年）3月5日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金 ， ， 円（うち消費税及び地方消費税額金 ， ， 円）とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約締結と同時に、契約保証金として金 ， ， 円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、甲に帰属するものとする。

3 甲は、乙がこの契約に定める業務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく契約保証金を乙に還付するものとする。

4 契約保証金には、利息を付さないものとする。

※契約保証金免除の場合

第4条 本契約における契約保証金は、佐賀県財務規則第115条第3項第 号により免除する。

（権利の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲が書面によりあらかじめ承諾したときは、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

2 前項ただし書きにより、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合、

乙は、当該委託に係る業務遂行能力を持ち、第19条第1項第6号に規定する契約解除要件に該当しない者を、責任を持って選定することとし、委託先及び委託の範囲について事前に書面により甲に協議しなければならない。

- 3 乙は、前項による協議を行う場合、再委託予定者から甲が定める様式により、暴力団等と関係がない旨の誓約書を提出させ、添付しなければならない。
- 4 乙は、再委託先に本契約書に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して責任を負担することを条件とし、その旨を乙及び当該委託を受けた者の連名により明記した書面を第2項の協議に係る書面に添付するものとする。
- 5 乙から委託を受けた者は、さらに他の第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

#### (事故等の報告)

第7条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

- 2 乙は、前項の措置を講じた後、遅滞なく、事故等の状況及び対応方針を書面により甲に報告するものとする。

#### (業務実施計画書の作成及び提出)

第8条 乙は、本契約締結後、委託業務を遂行するために必要な作業工程表及びそれに対応した業務遂行に関する計画書（以下「業務実施計画書」という。）を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

#### (実地調査等)

第9条 甲は、必要があると認めるときは、乙の委託業務の実施状況、その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

#### (契約内容の変更等)

第10条 甲は、委託業務の円滑な実施のために必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において、委託期間又は委託料を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、書面により定めるものとする。

- 2 前項に規定する協議が、甲が定めた協議開始の日から15日以内に整わない場合には、前項に規定する変更の内容は甲が定めるものとする。
- 3 第1項の規定により契約を変更した場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

#### (履行期限の延長)

第11条 乙は、天変地災その他自己の責によらない理由により、履行期限までに委託業務を完了することができないときは、甲に対し遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。この場合の延長日数は、甲乙協議して定めるものとする。

#### (損害発生時の処理)

第12条 乙は、委託業務の処理に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、自己の責任と負担において処理しなければならない。ただし、その損害が甲

の責に帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(成果品の提出及び検査)

第13条 乙は、委託業務が完了したときは、その日から起算して10日を経過した日又は令和9年3月5日のいずれか早い日までに、業務完了報告書及び仕様書に掲げる納入物（以下「成果品」という。）を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、成果品の提出を受けた場合には、その日から10日以内にその内容を検査するものとする。このとき、甲が求めたときは、乙は、報告書の内容の説明を行うものとする。
- 3 前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命じられたときは、甲の指定する期間内にその指示に従い、これを補正して甲の再検査を受けなければならない。この場合において、乙は、委託料の増額を請求することはできない。
- 4 甲は、第2項の履行確認検査又は前項の再検査に合格したときをもって、委託業務が完了したものとし、書面にてこれを通知する。
- 5 成果品の所有権は、前項の規定による引渡しの日をもって乙から甲に移転するものとする。

(委託料の支払)

第14条 乙は、前条第2項の検査又は第3項の再検査に合格したときは、甲に委託料の請求書を提出するものとする。

- 2 甲は、乙から適正な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に、委託料を支払うものとする。

(履行遅滞等の場合における賠償金)

第15条 乙の責に帰すべき理由により、履行期間内に業務を完了しない場合は、乙は、遅延日数に応じ、委託料に対し年3.0%の割合で計算した額を甲に納付しなければならない。

- 2 甲の責に帰すべき理由により、前条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、乙は、遅延日数に応じ、未受領金額に対し年3.0%の割合で計算した額を遅延利息として甲に請求することができる。
- 3 甲は、前項の請求があったときは、遅滞なく乙に当該遅延利息を支払うものとする。

(情報の開示)

第16条 甲は、委託業務に関して甲の有する情報及び知識等を乙の委託業務遂行に必要な範囲において乙に開示するものとする。

(秘密の保持)

第17条 甲及び乙は、委託業務の実施に当たり、相手方より開示を受け、又は知り得た一切の情報について、他に開示し、又は漏洩してはならない。また、甲及び乙は、相手方から開示を受けた情報に関する秘密の保持の義務を、それぞれの使用者に対し負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りでない。

- (1) 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- (2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報

- (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責によらずに公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
- (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発又は取得していたことを証明できる情報

(6) 書面により事前に相手方の同意を得た情報

2 乙は、相手方から開示を受け又は知り得た一切の情報を委託業務以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に甲の同意を得た場合は、この限りでない。

3 前2項の有効期間は、契約締結の日から委託業務終了後5年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

4 乙は、本契約による業務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

5 乙は、本契約による業務を行うため甲の情報資産を取り扱う場合は、別記2「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。

#### (諸権利の帰属)

第18条 成果品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。）は甲に帰属し、乙が複製、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、甲の承諾を受けなければならない。

2 乙は、甲に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

3 乙の有する前項所定の著作者人格権を侵害する者がいる場合、甲より請求があったときは速やかに甲の請求に従い、当該侵害者に対し、著作者人格権を行使するものとする。

4 知的所有権の可能性が生じた場合、その取扱は甲乙協議により定めるものとする。

#### (契約の解除)

第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。

(2) 委託期間内に委託業務を完成する見込みがないと認められるとき。

(3) 仮差押、差押、競売、破産、会社更生手続開始又は特別精算開始の申し立てを受けたとき。

(4) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

(5) 租税公課の滞納処分を受けたとき。

(6) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(7) 乙から契約の解除の申し出があったとき。

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

#### (違約金及び損害賠償)

第20条 前条第1項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲の指定する期限までに支払わなければならない。

2 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

3 第1項の規定により甲から違約金の請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期限までに支払わないときは、乙は期限の翌日から違約金支払日までの日数に応じて、違約金に年3.0%の割合を乗じて計算した遅延利息を支払わなければならない。

4 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

5 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### (契約内容の不適合責任)

第21条 甲は、成果品に契約内容の不適合があるときは、乙に対して相当の期間を定めて補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による契約内容の不適合の補修又は損害賠償の請求は、第13条の規定による成果品の引渡しを受けた日から12月以内に行わなければならない。

3 第1項の規定は、仕様書の記載内容又は甲の指示等により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容又は指示等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかった場合は、この限りではない。

#### (第三者の権利侵害)

第22条 乙は、甲に対し、成果品について、第三者の著作権、工業所有権その他の権利(以下「著作権等」という。)を侵害していないことを保証するものとする。

2 成果品が第三者の著作権等を侵害しているとして、乙と第三者との間に紛争が生じた場合は、乙は、甲に対し、その事実関係を速やかに報告しなければならない。

3 前項の場合、乙は、自己の責任と負担においてこれを解決しなければならない。ただし、当該侵害が甲の責に帰すべき理由による場合はこの限りでない。

#### (準拠法及び管轄裁判所)

第23条 この契約に関し紛争が生じた場合は、日本の法律を準拠法とし、これに従って解

積されるものとする。また、この契約に関する調停、訴訟等は、佐賀地方裁判所又は佐賀簡易裁判所を専属管轄裁判所とする。

(費用の負担)

第24条 この契約の履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議)

第25条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

発注者 住 所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号  
氏 名 佐賀県 産業労働部

再生可能エネルギー総括監 大野 伸寛 印

受注者 住 所  
氏 名

印

## 別記1

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項で定めるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

#### (個人情報の収集)

第3 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により行わなければならない。

#### (目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (適正管理)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために、個人情報の管理に関する責任者及び作業現場の責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な安全管理措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の目的を達成するために、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

#### (事務取扱担当者の明確化)

第6 乙は、個人情報を取り扱うにあたって、部署名（●●課、●●係等）、事務名（●●事務担当者）等により、担当者を明確にしなければならない。ただし、部署名等により担当者の範囲が明確化できない場合には、事務取扱担当者を指名しなければならない。

#### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### (作業場所の外への持出の禁止)

第8 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（複写及び複製したものを含む。）について、作業場所の外へ持ち出してはならない。

(再委託の禁止)

- 第9 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。
- 3 乙は、再委託先の第1項に規定する事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。
- 4 乙は、本件委託事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

- 第10 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還、廃棄又は消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。
- 2 乙は、前項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 乙は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、甲に完全に廃棄又は消去した旨を証する書面を速やかに提出しなければならない。

(事務従事者への周知及び指導監督)

- 第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、次の事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理体制が図られるよう、必要かつ適切な指導監督を行わなければならない。
- (1) 在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと
- (2) 前号に違反した場合は法の罰則規定に基づき処罰される場合があること
- (3) その他この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の保護に関して必要な事項
- 2 乙は、前項の目的を達成するために、非正規職員を含めた従業者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項について研修等の教育を実施しなければならない。

(報告及び検査)

- 第12 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査す

ることができる。

(事故発生時の対応)

第13 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第15 甲は、乙が特記事項の内容に反していると認めたときは契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

## 別記2

### 情報セキュリティ対策特記事項

#### (基本的事項)

第1 受託者（以下「乙」という。）は、委託者（以下「甲」という。）の情報資産（ネットワーク及び情報システム、並びにネットワーク及び情報システムの開発、運用及び取扱いに関する情報（以下「情報」という。）であって、電磁的記録及び紙等の有体物に出力された情報をいう。以下同じ。）の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、佐賀県情報セキュリティ基本方針及び佐賀県情報セキュリティ対策基準（以下「情報セキュリティポリシー」という。）、並びに佐賀県情報セキュリティ実施手順を遵守し、適正な情報セキュリティ対策を実施しなければならない。

2 乙は、情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な体制を整備し、情報管理に関する責任者及び担当者を置かなければならない。

#### (守秘義務)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た情報（以下「業務上知り得た情報」という。）を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

#### (目的外利用・提供の禁止)

第3 乙は、業務上知り得た情報及びこの契約による業務を処理するために甲から提供された情報（以下「提供情報」という。）を当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (適正管理)

第4 乙は、業務上知り得た情報及び提供情報について、漏えい、滅失又はき損の防止、その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の場合のほか、乙は、データバックアップのための外部施設等への搬送時においても、盗難及び不正コピー等の防止措置を厳重に実施しなければならない。

#### (複写又は複製の禁止)

第5 乙は、甲の承諾があるときを除き、提供情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### (資料等の返還等)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

#### (事故発生時における報告義務)

第7 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったとき

は、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(報告、監査及び検査)

第8 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報に対する情報セキュリティ対策の状況について、定期的に報告を徴し、監査又は検査を実施することができる。

(業務従事者への周知)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないことなど、情報セキュリティ対策のために必要な事項を周知し、また継続的に教育するものとする。

(業務の再委託)

第10 乙は、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときを除き、この契約による業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 前項の場合、乙は、委託の範囲における情報セキュリティ対策について、乙から委託を受ける者自身に実施義務があることを明示した書面を作成し、乙から委託を受ける者との連名で事前に甲に届け出なければならない。

(指示)

第11 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第12 甲は、乙が本特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。